

調査の流れ

①9月下旬、調査員が各世帯を訪問して調査票と提出用封筒を配布します。

※調査員は、町が推薦し、総務大臣が任命した方です。調査員は、『国勢調査員証』及び『国勢調査従事者用腕章』を身につけています。



②10月1日現在で調査票に記入してください。

※調査票は、必ず黒鉛筆で記入してください。

※調査票は、記入したマークや数字を機械が読み取りますので、調査票を破ったり、汚したりしないようお願いします。



③記入した調査票は、10月上旬に再訪問する調査員に封をしてお渡しいただくか、郵送用封筒で郵送してください。



*2010国勢調査での新たな取り組み

- ・調査票の封入提出方式の全面導入
大切な個人情報の保護に努めます。調査員が調査票の記入内容を見ることはありません。
- ・郵送提出方式
調査員と会う時間をとれない方のために、郵送提出方式を導入しました。

④封筒は町で開封し、調査票の記入もれや記入誤りなどを指導員とともに確認を行います。

提出された調査票は、総務省統計局に集められ、集計作業が行われます。

速報結果は、平成23年2月に公表されます。また、年齢別人口、世帯の状況などの詳しい調査結果は平成23年6月から順次公表します。

「どうしても答えなければならないの？」

国勢調査に当たって、このようなご質問を受けることがあります。

「住民基本台帳があるからいいじゃないか」「個人情報だから答えたくない」というご意見もありますが、国勢調査は「統計法」という法律において、調査票に記入して提出することの義務(報告義務)が調査対象者に課せられているのです。

ただし、「法律だから」という理由だけでなく、この調査の結果が、皆様の生活に役立つことをご理解いただき、調査票には漏れなく正確な解答をいただきますようお願いいたします。

調査票は、外部の人の目に触れないよう、厳重に保管されます。(今回の調査から、調査票の封入方式と郵送での提出方式を導入して個人情報の保護に努めています)



平成22年10月1日

今年は国勢調査の年

10月1日現在で、全国一斉に国勢調査を行います。日本に住んでいるすべての人・世帯を対象とする国のもっとも基本的な統計調査で、国内の最新の人口や世帯の実態を明らかにし、各種施策の基礎資料を得るために行われる重要な調査です。大正9年以来5年ごとに実施しており、今回で19回目になります。

今回の調査は、日本が人口減少社会となって実施する最初の重要な調査となります。児童福祉、高齢者の介護・医療、雇用政策や地域の活性化など、私たちが真に直面している課題に対する施策に活用されるとともに、日本の未来を考えるために欠くことのできないデータとなります。

国勢調査の結果利用

国勢調査の結果は、国や地方公共団体はもちろんのこと、一般の会社や企業など様々な分野で幅広く利用されます。

【利用例】

- ・衆議院の選挙区画定や地方交付税の交付金算定、過疎地域の要件を判断するための法定人口として利用
- ・社会福祉、生活環境、産業振興、防災対策など、国・地方公共団体で実施する様々な行政施策のための基礎資料として利用
- ・将来人口・世帯数の推計、小中高校の教育用資料、民間企業での製品生産計画や流通計画など広範囲な分野で利用

調査の対象と項目

*調査対象 住民票に関係なく、普段住んでいる「世帯員全員」と「世帯」とが対象となります(外国人も対象となります)。

*調査項目 [世帯員に関する項目] 全15項目

①氏名②男女の別③出生の年月④世帯主との続柄⑤配偶の関係⑥国籍⑦現在の住居における居住期間⑧5年前の住居の所在地⑨在学、卒業等教育の状況⑩就業状態⑪所属の事業所の名称及び事業の種類⑫仕事の種類⑬従業上の地位⑭従業地又は通学地⑮従業地又は通学地までの利用交通手段

[世帯に関する事項] 全5項目

①世帯の種類②世帯員の数③住居の種類④住宅の床面積⑤住宅の建て方

●国勢調査に関する問い合わせ

国勢調査コールセンター (0570-01-2010)

国勢調査ホームページ

(<http://www.stat.go.jp/data/kokusei/2010/kouhou/index.htm>)

企画振興課 (73-0410)



国勢調査は
みんなで描く
日本の自画像